



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*6 和歌山県卸売市場条例施行規則を廃止する規則	(食品流通課)	1
*7 和歌山県卸売市場審議会規則を廃止する規則	(")	1
○ 告示		
379 令和2年度特定計量器定期検査	(商工観光労働総務課)	1
380 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施	(畜産課)	4
381 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施	(")	5
382 保安林予定森林	(森林整備課)	6
383 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	7
○ 人事委員会告示		
*6 人事記録に関する規則の実施規程（昭和31年和歌山県人事委員会告示第5号）の一部改正		8

規 則

和歌山県規則第6号

和歌山県卸売市場条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

和歌山県卸売市場条例施行規則（昭和47年和歌山県規則第63号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

和歌山県規則第7号

和歌山県卸売市場審議会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県卸売市場審議会規則を廃止する規則

和歌山県卸売市場審議会規則（昭和47年和歌山県規則第64号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

告 示

和歌山県告示第379号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和2年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

令和2年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、
分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	令和2年4月23日
	紀美野町役場国吉出張所	〃
	ながみね農業協同組合美里支店	〃
	紀美野町農業構造改善センター	令和2年4月24日
	紀美野町中央公民館	〃
海南市	海南市立加茂川幼稚園	令和2年5月14日
	海南市下津港湾防災会館	〃
	塩津コミュニティセンター	令和2年5月15日
	海南市下津行政局	〃
	亀川公民館	令和2年5月20日
	大野公民館	〃
	海南市役所野上支所	〃
	内海公民館	令和2年5月21日
	黒江防災コミュニティセンター	〃
	海南保健福祉センター	令和2年5月22日
広川町	広川町役場	令和2年5月27日
湯浅町	湯浅町役場	令和2年5月28日
	駅前多目的広場	令和2年5月29日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	令和2年6月3日
	有田川町役場清水行政局	〃
	JAありだ清水営農センター城山サブセンター	令和2年6月4日
	JAありだAQ総合第2選果場	〃
	有田川町役場金屋庁舎	令和2年6月5日
	吉備浄化センター	令和2年6月10日
	〃	令和2年6月11日
	〃	令和2年6月12日
串本町	串本町公民館和深支館	令和2年6月17日
	串本町公民館田並支館	〃
	串本町文化センター	令和2年6月18日

	串本町役場古座分庁舎	令和2年6月19日
	山村交流センター	〃
有田市	保田公民館	令和2年6月24日
	宮原公民館	〃
	宮崎公民館	令和2年6月26日
	初島公民館	〃
	有田市民会館	令和2年6月30日
岩出市	岩出市立市民総合体育館	令和2年7月16日
	〃	令和2年7月17日
那智勝浦町	宇久井区民会館	令和2年7月29日
	那智勝浦町役場色川出張所	〃
	天満公民館	令和2年7月30日
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃
	那智勝浦町役場下里出張所	〃
	那智勝浦町役場太田出張所	〃
	那智勝浦町役場	令和2年7月31日
北山村	北山村観光センター	令和2年9月3日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	令和2年9月4日
新宮市	新宮市熊野川行政局	令和2年9月4日
	佐野会館	令和2年9月9日
	新宮市立総合体育館	令和2年9月10日
	〃	令和2年9月11日
	高田グリーンランド	〃
太地町	太地町公民館	令和2年10月7日
古座川町	古座川町役場七川出張所	令和2年10月8日
	明神生活改善センター	〃
	古座川町役場	令和2年10月9日
紀の川市	紀の川市役所那賀支所	令和2年10月21日
	紀の川市役所粉河支所(粉河ふるさとセンター)	令和2年10月22日
	紀の川市役所貴志川支所	令和2年10月23日
	紀の川市役所桃山支所	令和2年10月28日
	紀の川市役所本庁南別館(打田保健福祉センター)	令和2年10月29日
	〃	令和2年10月30日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、令和2年4月23日から令和3年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第380号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (6) 腐そ病の発生予防のため
- (7) 牛流行熱の発生予察のため
- (8) イバラキ病の発生予察のため
- (9) アカバネ病の発生予察のため
- (10) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (11) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (6) 腐そ病検査 県内全域
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん

- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（9週齢以上の種鶏について、鶏舎又はロット当たり感染率5%以上の場合に信頼度95%で抗体検出が可能な羽数、最大59羽）
- (6) 腐そ病検査 蜜蜂
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (6) 腐そ病検査 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (7) 牛流行熱検査 原則として令和2年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) イバラキ病検査 原則として令和2年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) アカバネ病検査 原則として令和2年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アイノウイルス感染症検査 原則として令和2年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (11) チュウザン病検査 原則として令和2年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (6) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (7) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第381号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため

- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚丹毒の発生予防のため
- (7) 流行性脳炎の発生予防のため
- (8) 炭その発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (7) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (8) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚丹毒予防注射 豚
- (7) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (8) 炭そ予防注射 牛

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (7) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
- (8) 炭そ予防注射 炭そ予防液（無^{きょう}莢膜弱毒株）を皮下注射する。

和歌山県告示第382号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字下山田1373から1378まで、1379の1、1379の2、1380の1、1380の2、1381の1、1381の2、1382の1、1382の2、1383の1、1383の2、字高畑1384の1、1384の2、1385の1、1385の2、1386の1、1386の2、1387、1388の1、1388の2

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第383号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

三尾川右支溪(3-343-2-013)、三尾川右支溪(3-343-2-014)、三尾川右支溪(3-343-2-015)、三尾川右支溪(3-343-2-017)、三尾川右支溪(3-343-2-018)、三尾川右支溪(1-343-2-901)、三尾川右支溪(1-343-1-902)、三尾川右支溪(1-343-2-902)、紀ノ川左支溪(3-343-1-027)、北又川右支溪(3-343-2-011)、北又川左支溪(3-343-2-012)、丹生川左支溪(3-343-1-007)、丹生川右支溪(3-343-2-007)、丹生川右支溪(3-343-2-008)、丹生川右支溪(3-343-2-009)、丹生川右支溪(3-343-2-010)、河根4(I-3127)、丹生川1(I-3130)、丹生川5(I-3147)、丹生川7(I-3150)、東郷1(I-3151)、東郷2(I-3152)、丹生川12(II-923)、丹生川13(II-924)、丹生川19(II-978)、東郷4(II-981)、東郷6(II-983)、東郷7(II-984)、東郷9(II-986)、東郷10(II-987)、東郷13(II-990)、東郷14(II-991)、東郷野平1(II-999)、東郷野平2(II-1000)、東郷野平3(II-1001)、東郷野平4(II-1002)、東郷野平5(II-1004)、東郷20(III-269)、東郷(101)(I-10045)、東郷(102)(II-10315)、東郷(103)(II-10316)、入郷8(I-57)、入郷1(II-878)、入郷10(II-879)、入郷2(II-880)、入郷3(II-881)、入郷4(II-882)、入郷5(II-883)、入郷6(II-1022)、入郷7(III-252)、慈尊院1(II-870)、慈尊院2(II-871)、慈尊院3(II-872)、慈尊院4(II-873)、慈尊院5(II-874)、慈尊院6(II-875)、慈尊院7(II-876)、慈尊院8(II-877)、慈尊院10(III-250)、慈尊院11(III-251)、九度山19(III-253)、入郷(101)(II-10370)、入郷(102)(II-10371)、慈尊院(101)(II-10372)、慈尊院(102)(II-10373)、慈尊院(103)(II-10374)、慈尊院(104)(II-10375)、慈尊院(105)(II-10376)、北又久保1(I-3157)、北又久保2(II-1003)、北又久保3(II-1005)、北又久保4(II-1006)、北又久保5(II-1007)、東郷17(II-1008)、東郷18(II-1009)、北又柿平1(II-1016)、北又柿平3(II-1017)、北又柿平4(II-1018)、北又柿平2(II-1019)、北又1(II-1020)、北又2(II-1021)、北又久保6(II-1029)、北又久保7(II-1030)、北又久保8(II-1031)、北又(101)(II-10317)、北又(102)(II-10318)、北又(103)(II-10319)、北又久保9(III-277)、北又久保10(III-278)、北又3(III-279)、

丹生川29(Ⅱ-1013)、市平1(Ⅱ-1015)、河根5(Ⅰ-3128)、河根6(Ⅰ-3129)、丹生川35(Ⅰ-3131)、丹生川2(Ⅰ-3132)、丹生川3(Ⅰ-3133)、丹生川4(Ⅰ-3146)、丹生川田摩1(Ⅰ-3148)、丹生川6(Ⅰ-3149)、丹生川9(Ⅰ-3154)、丹生川10(Ⅰ-3155)、丹生川11(Ⅰ-3156)、丹生川36(Ⅱ-921)、丹生川田摩2(Ⅱ-922)、丹生川14(Ⅱ-925)、丹生川37(Ⅱ-973)、丹生川田摩4(Ⅱ-974)、丹生川田摩5(Ⅱ-975)、丹生川17(Ⅱ-976)、丹生川18(Ⅱ-977)、丹生川21(Ⅱ-994)、丹生川22(Ⅱ-995)、丹生川23(Ⅱ-996)、丹生川24(Ⅱ-997)、丹生川26(Ⅱ-1010)、丹生川27(Ⅱ-1011)、丹生川28(Ⅱ-1012)、丹生川30(Ⅱ-1014)、丹生川田摩6(Ⅲ-264)、丹生川田摩7(Ⅲ-265)、丹生川31(Ⅲ-274)、丹生川33(Ⅲ-276)、丹生川(101)(Ⅱ-10350)、丹生川(102)(Ⅱ-10351)、丹生川(103)(Ⅱ-10352)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

古沢(136)、笠木(238)、上古沢1(488)、上古沢2(618)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

人事記録に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月17日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

人事記録に関する規則の実施規程(昭和31年和歌山県人事委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 人事記録に関する規則(昭和31年和歌山県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。)<u>第3条第14号</u>に規定する人事委員会の指定する恩給に関する記録は、恩給給与規則(大正12年勅令第369号)第2条第2項第1号に規定する現認証明書または事実証明書および恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)第15条に規定する勤務日誌とする。</p>	<p>第1条 人事記録に関する規則(昭和31年和歌山県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。)<u>第3条第12号</u>に規定する人事委員会の指定する恩給に関する記録は、恩給給与規則(大正12年勅令第369号)第2条第2項第1号に規定する現認証明書または事実証明書および恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)第15条に規定する勤務日誌とする。</p>

別紙第 2

人事異動種目表

異動種目 意義

1 採用 昇任、降任および転任以外の方法によって、現に職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員を除く。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命することをいう。

2～7 略

8 臨時的任用 法第22条の3第1項前段の規定により、現に職員でない者を臨時的任用することをいう。

9 臨時的任用の期間更新 法第22条の3第1項後段の規定により、臨時的任用の期間を更新することをいう。

10～31 略

別紙第 2

人事異動種目表

異動種目 意義

1 採用 昇任、降任および転任以外の方法によって、現に職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命することをいう。

2～7 略

8 臨時的任用 法第22条第2項前段の規定により、現に職員でない者を臨時的任用することをいう。

9 臨時的任用の期間更新 法第22条第2項後段の規定により、臨時的任用の期間を更新することをいう。

10～31 略

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、告示の日から施行する。